

## 第3回 今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会 議事録

### 1 開会

- 事務局 本日は御多用中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「第3回 今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を開催いたします。
- 初めに、村上委員と武山委員代理が、若干遅れていらっしゃるということですのでよろしくお願いたします。
- それでは開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の大森から御挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

- 大森部長 本日は御多用にも関わらず、第3回産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本件における環境衛生行政の推進につきましては日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
- 本懇話会は本件における今後の産業廃棄物最終処分場の在り方について、県の基本方針を策定するにあたり、関係者の皆様から幅広く御意見をいただくために立ち上げたものであり、昨年度は2回開催させていただきました。今回は県内最終処分場の残余容量・残余年数・県内産業廃棄物の排出量・最終処分量の将来推計・公共関与による処分場に関する市町村および事業者等へアンケート調査結果について、事務局から説明を行い、委員の皆様からは公共関与での処分場の整備は必要であるとの御意見などをいただきました。
- 本日はまず、前回、御質問いただいた他都道府県の公共関与処分場の設置の理由等について、説明した後、新たな処分場で想定される事業スキーム、候補地選定の進め方について全国の公共関与処分場の例示を交えながら議事を進めさせていただきます。
- 新たな処分場を公共関与で整備する際の望ましい規模や機能、整備形態等について委員皆様のそれぞれの視点から忌憚のない御意見、御助言を頂戴できれば幸いです。それでは限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 事務局 (出席者、新任者の紹介等)

### 3 議事

- 座長 それでは議事を進めさせていただきます。委員の皆様には御協力よろしくお願いたします。本日の議事は2つとなっておりますが、まず議事に入ります前に、前回の懇話会における質問の回答について事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 資料1を御覧ください。他の自治体で公共関与処分場を設置した経緯について調べてみてはどうかという御意見をいただいておりますが、平成29年度に当県で調査しておりますので、その結果を改めて整理いたしました。1の公共関与処分場設置の理由(1)全国の状況を御覧ください。平成29年度に本県でアンケート調査を行い、公共関与の最終処分場を設置済み又は設置の予定がある27自治体のうち26自治体から回答をもらったものを整理しました。回答は自由記載でしたので、当県にて改めて整理したところ、表のようになりました。最も多い理由は、最終処分場設置にあたり、住民からの信頼性の確保、用地の

調整及び処理困難な廃棄物の処理について、これらを民間事業者主導で行うことが大変難しいためという内容が、26自治体中、10自治体からありました。次に多い理由としては、自治体の廃棄物処理計画等の策定に合わせて公共の関与を明確化したというもので、5自治体から回答がありました。その他、最終処分場が不足し自治体自らが設置した例や、経済界や地元自治体からの設置要請があった例など、個々様々な事情により公共関与処分場が設置された経緯がありました。当県でも、本懇話会においてお示しした公共関与の処分場が必要な理由のうち、①民間による最終処分場の整備が困難であること、②県内の産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、③市町村、搬出事業者等から、公共関与による処分場整備の要望があること、この3つについて、本調査の他の自治体の理由と似たものでした。また、他の自治体においても、特に民間事業者による対応の困難さを考慮した例が多かったことから、本県でも住民からの信頼獲得の面において、特に重要だと考えています。1つ目の質問に対する回答は以上です。

次に、佐藤委員からいただいた、公共関与処分場は、国が策定を求めている公共施設等総合管理計画の対象となるのかどうかという御質問についてです。資料1の裏面を御覧ください。2の公共施設等総合管理計画における公共関与処分場の位置づけの、(1)公共施設等総合管理計画という欄を御覧ください。対象となる施設に関しては、箱で囲って記載しているとおり、総務省から、本計画を策定するよう平成26年に通知が発出されております。

(2)の公共関与処分場の位置づけを御覧ください。結論を申し上げますと、自治体が直接運営するものであれば、処分場は本計画の対象となります。また、財団法人による運営の場合には、本計画の対象外ということになります。なお、本計画の対象とはならない財団法人や民間での処分場の運営に関しては、埋立処分が終了してから廃止に至るまでの維持管理に必要な費用について、廃棄物処理法に基づき、維持管理積立金を積立てることになっております。財団法人や民間での処分場運営では、この積立金による必要な資金を確保した上で、長期的な視点での管理運営が求められている状況です。説明は以上です。

○座長 はい、ありがとうございます。それではただいまの説明に対しまして質問、御意見等お願いいたします。

○神谷委員代理 市長会長佐藤塩竈市長が別の公務のため今日、出席できませんので、私、事務局長でございますが代理ということで出席させていただきました。

前回の会議で会長の方から公共施設等総合管理計画の関係で御質問させていただいたところでございます。特に東日本大震災以降、塩竈市も含んでなんですが被災沿岸市町、国の復興交付金等の活用によりまして、かなりインフラといいますか災害復興関連施設ということで整備が進んでおりまして、実はこの維持管理・更新ということを考えていきますと、将来的には大きくこれがのしかかってくるということもございまして、そんな事も含めましての適正な維持管理がどうなのかということでの御質問であつたらうかと思ひます。

今回お示しいただきました資料で自治体が直接運営でなければ公共施設等総合管理計画の対象外ではございますが、廃棄物処理法に基づいて維持管理に必要な積立金の積立など施設管理者としての能力が求められるという内容でございましたので、この内容は了解といたしたところでございます。ありがとうございます。

○座長 はい、ありがとうございます。他に御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは前回の御質問に対する回答について皆様、御理解いただいたということで、次の議事に進めさせていただきたいと思います。議事1の「公共関与処分場の規模及び機能について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2を用いて説明させていただきます。前回の懇話会では、県内市町村や、産業廃棄物処理業者等を対象に行ったアンケート結果等を基に、公共関与処分場の必要性と求められる機能について説明し、各委員の皆様からも公共関与処分場が必要であるという旨の御意見をいただいたところです。今回は、公共関与処分場を整備するに当たって、想定する処理対象廃棄物、最終処分場の種類、埋立容量の規模等についての県の考えをお示しいたします。

初めに、1として公共関与処分場の役割についてです。前回の懇話会での御説明の再確認になりますが、各種調査結果を基に分析した公共関与処分場が必要である理由と求められる機能を整理しております。表の左側の必要である理由の欄に4つの項目がありますが、これらの理由に対する求められる機能としては、1つ目に県内で発生する廃棄物の安定的な受入れです。事業主体の経営面や処分料金面での安定性も重要な視点と考えます。2つ目は、災害廃棄物の受入れです。3つ目は、その他の機能として、中間処理、外部の方々への情報発信、人材育成、そして試験研究等としています。このような点を踏まえ、規模や形態についての説明に移らせていただきます。

2として受入地域及び処理対象物です。(1)として、クリーンプラザみやぎの現状を示していますが、クリーンプラザみやぎは、運営主体である宮城県環境事業公社の廃棄物取扱要綱をこちらに記載しておりますが、こちらのように処理する廃棄物を具体的に規定しています。箱書きの中に要綱の抜粋を記載しておりますが、第2条として、県内から排出される廃棄物として、第1項の規定に燃え殻、汚泥及び廃プラスチック類、次に第2項に法施行令に掲げる廃棄物として、※にある紙くず、木くず、繊維くず等々の廃棄物が対象となっております。そして第3項として石綿等といった状況です。箱書きの下に記載のとおり、クリーンプラザみやぎの産業廃棄物の受入量は、年間の県内の最終処分量の約40%に相当しているということですので、県内で発生する産業廃棄物の最終処分先としての役割は非常に大きいと考えております。こうしたことを踏まえ、(2)方向性ですが、県内の現状として、今、説明した(1)の通りですが、次期処分場においてもクリーンプラザみやぎと同様に県内から排出される同様の品目の産業廃棄物を処分するものとしたと考えております。さらに、自然災害をはじめとした災害発生時に県内及び県外の市町村が処理困難となった場合の災害廃棄物の受入先となるよう位置づけたいと考えております。災害廃棄物の受入れについては、東日本大震災の時に、県外の最終処分場が本県のがれきを引き受けていただいた状況です。万が一、隣接県などで被災した場合を想定し、最終処分が困難な事情を抱える場合には、本県において、震災の教訓の1つとして協力できる態勢を整えておく必要があると考えているところです。近年では、毎年のように地震、豪雨などの自然災害が頻発している状況からもこのような態勢の重要性は大きくなっている

ものと考えております。

2 ページ目に移ります。3 の想定する規模です。次期処分場の想定する規模については、クリーンプラザみやぎの埋立終了予定と見込まれる令和7年度の最終処分量推計値をベースとして、全国の平均である約20年分を埋立処分量とし、それに覆土量を加えたものを必要埋立容量としたいと考えております。こちらに計算式をお示ししておりますが、まず、埋立処分量は年間の最終処分量推計値である6万4千200トンから10万1千800トン、これに20年を乗じて得た130万トン～200万トンになります。覆土量は、即日覆土、中間覆土を考慮し、埋立処分量の1/3と仮定し、43万トン～67万トンを想定していません。この埋立処分量と覆土量の最小値同士、最大値同士を合計し、さらに、体積換算係数1.0を乗じると、170万 $\text{m}^3$ ～270万 $\text{m}^3$ となり、これを次期処分場の埋立容量として必要な規模としたいと考えております。

続いて4の施設形態です。(1)の種類ですが、最終処分場には、管理型、安定型、遮断型がありますが、次期処分場の種類は、クリーンプラザみやぎと同じ廃棄物を処分することを想定し、管理型最終処分場にしたいと考えております。

(2)の覆蓋の有無ですが、最終処分場には屋根の有無があり、屋根のあるクローズド型と、屋根がないオープン型がございます。クローズド型は、国内に5箇所存在し、オープン型と比べ、周辺環境への影響を抑えることが可能です。屋根で覆うことにより、景観に配慮できること、住民理解を得やすいなどのメリットが多いですが、建築物としての規模が大きくなり、構造が複雑になると初期投資が増加するというデメリットも存在します。そのため、適切な収支計算のもと、処分場形式を決定する必要があると考えております。これらの点を考慮し、次期処分場の覆蓋の型は、候補地が決定した後に周辺の状況や建設費用と合わせて検討したいと考えております。なお、クリーンプラザみやぎは、オープン型の処分場となっております。全国の公共関与の管理型処分場の規模については下の表の①に記載しておりますが、全国にはオープン型の処分場多数存在している状況で、クローズド型の処分場は、まだ少数です。また、クローズド型処分場はオープン型に比べ小規模である傾向があります。

次のページを御覧ください。御参考までに、表2にオープン型とクローズド型の一般的な特徴をまとめております。オープン型のメリットは、左上の欄ですが、全国に施設が多数存在し、建設や維持管理に関する技術の蓄積がある点、大規模な施設建設が可能である点があります。デメリットは、屋根がないことから、埋立作業が降雨や降雪など自然現象に左右されること、浸出水発生の制御が必要である点があります。一方、クローズド型は、メリットとして、閉鎖空間ですので、埋立作業の際に廃棄物の飛散、流出、臭気の拡散を防ぐことが可能であること、降雨や降雪などの自然現象に埋立作業が左右されず、浸出水発生量の制御がしやすく、地下水への影響が少ないなど水処理の対応が容易である点が挙げられます。デメリットとしては、閉鎖環境での埋立作業のため、悪臭、粉じん等に対する作業員の作業環境の保全が必要となります。また、雨や雪が入らないため、適切に散水しなければ廃棄物の分解反応が進まず安定化が遅くなる点が挙げられます。大きな屋根のような被覆施設の建設が必要なため、同規模のオープン型処分場に比べ、初期投資費用が増加する傾向があるよう

です。既存のオープン型と同じ規模の建設実績が少なく、技術上の問題の発生が現時点で予測できないといった点も挙げられます。

次に5の跡地利用です。次期処分場の跡地利用については、立地する環境や地元自治体様々な要因を考慮する必要があることから、現時点では、決定はできないため、別途検討することとしたいと考えております。参考として、最終処分場の跡地利用計画について他県への聞き取り調査を行った結果を表にまとめております。オープン型の公共関与処分場を持つ23の自治体のうち、13の自治体で跡地利用計画があると回答でした。その計画の内容は、メガソーラー、公園緑地、防災用地、道路、農地などという回答でした。一方で、10の自治体ではまだ跡地利用計画はないという結果でした。また、クローズド型の公共関与処分場を持つ5つの自治体ではいずれも跡地利用計画はまだないという結果でした。

6として附帯施設です。前回の懇話会でお示した県内の多量排出事業者等や、県内市町村へのアンケート調査の結果から、公共関与処分場への中間処理施設等の併設について一定の御要望があることがわかっております。一方で、その設置、運営については経済性や県内民間事業者の事業活動への影響についても配慮しなければならないと考えております。また、選定場所によっては面積などから物理的に附帯施設を建設できない可能性もあります。従って、附帯施設の有無および種類については、今後も検討を継続することとし、候補地が一定程度決定した後に建設費用や維持管理費用を総合的に勘案して判断していきたいと考えております。下の表は、参考として他県の附帯施設のうち中間処理施設の設置状況について聞き取りしたものです。公共関与処分場に中間処理施設を併設している例が9件確認しておりますが、うち6自治体から回答を得ることができました。このように他県では、焼却施設や破碎施設を併設しているケースが見られ、状況については記載のとおりです。説明は以上です。

- 座長 はい、ありがとうございます。それではただいまの説明に関しまして何か御質問、御意見等頂戴できればと思います。
- 長岡委員 前回ちょっと欠席しまして失礼しました。長岡です。災害廃棄物関係ですけれども、廃棄物処理法の平成27年度改正で県の計画にも災害廃棄物関係は位置付けなければいけなくなったということですが、クリーンプラザみやぎの、現在の県の計画の中では受入れするという形で位置付けているのですか。それで今後のことですが、災害廃棄物を受入れるという形でいくのであれば、15条の便乗規定ではなくて、初めから8条の一般廃棄物としての処理施設の設置許可も取る方向で行くということになるのでしょうか。
- 事務局 制度面の所で御指摘いただきましてありがとうございました。確かに災害廃棄物については一般廃棄物という位置付けになっていて、現在この最終処分場については産業廃棄物ということで進めてまいりましたので、災害廃棄物を受入れる際に、確かに、その辺の整理づけが必要であれば併せて検討していかなければならないと考えてございます。御指摘、ありがとうございます。
- 長岡委員 ありがとうございます。もう1点よろしいですか。カバーの運用ですが、この懇話会自体が、まだ言ってみれば漠然とした方向性を決めるだけの会だと思うんですね。もちろん跡地利用とか附帯設備っていうのは当然ながら今後、情報というかポイントとして必要

になってくるものだっていうのは良くわかるんですけども、覆蓋というのが、この段階で議論するレベルではないんじゃないかという感じがしましてですね、なぜこの覆蓋っていうのが検討の1つのポイントになったのかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

○事務局 検討段階ではあくまで全国の事例上で覆蓋がある所もあるので、そういったものを含めたメリット、デメリットに関して将来的に候補地が決まった段階でコストをどう考えて、そういったものもできるのかという意味で掲載してございます。

○長岡委員 ありがとうございます。ここから以降は私の意見ですけど、想定する規模が大体200万㎡位の大規模なものを考えているってことになると、最初から覆蓋を想定すること自体、ちょっと今の技術では難しいんじゃないかなと思うんですけどもね。以上です。

○座長 ありがとうございます。他に何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○山田委員 先程の覆蓋の話ですけれども、クローズドの処分場のメリットは、見た目がいいというのもありますが、一番のメリットは雨水の浸透を防げる、コントロールできることです。それで浸出水量を制御できるし、ごみが水に漬かってしまうことも防ぐことができます。ですから、覆蓋ではなくとも、雨水浸透を上手く制御できるような埋立地にしたらいいのではないかと思います。別に屋根でなくても、雨水浸透の制御のための色々な工夫があります。確かに200万トンは大い処分場なので、一度に屋根を掛けることは多分無理で、それを補う色々な方法がある。そのような技術上の方針を、上手く維持管理することと併せて考えていくのかなと思います。

その上で、この規模から用地を考える時に、大事なことは埋立深さです。皆さんあまり言わないことですが、あまり深い処分場を作ると廃棄物が容易には安定化しません。非常に長い時間かかります。深さが40mある処分場は、全くおさまらないですね、水が抜けないなどの障害があつて。なので、なるべく深い処分場を作らないようにするためには広い用地が必要になります。その辺の塩梅も、非常に大事な立地選定の因子であると思います。あまり狭い場所を選んでしまうと深い処分場を作らざるを得なくなります。これが2点目。

3点目として、跡地利用につきましては、処分場っていうのは埋立て終わってからそう簡単に廃止に至らないので、維持管理をしている最中にできるような跡地利用を頭に入れておく必要があると思います。現在もメガソーラーを置いているというような話なので、処分場を閉めてなくてもその上を使う事について規制はありませんので、そのような利用を考えられたらなと思います。ただし、その用地が借地でなければですけど。

それから、附帯設備については、何を作るかということは、周りの中間処理の事業者さんとの競合もありますけども、一番大事なのは、現に今、処分場に入ってきている廃棄物において、例えば嵩張っているなというものは比重を減らすような処置が必要ですし、有機物が沢山含まれているような廃棄物は焼却等した方がいいと思います。そういった現状の搬入されるごみの状態を見てどのような処理を入れたらいいかというのを考えた方がいいのではないかと私は思います。

○座長 はい、ありがとうございます。今2人の委員から特に技術的な面を含めて御指摘いただきましたが、ちょうど現在クリーンプラザみやぎで埋立てを行っていると、かなり終了に近くはなつてはいるんですけど、その経験が大分活かせるものと思います。実際に、御提案とい

うのはクリーンプラザみやぎで受入れている廃棄物とほぼ同様のものを想定しているということなので、これから色々具体的に考えていくにあたっては、現在の実績をしっかりと踏まえて頂いて先程の深さとか浸出水の発生量とかですね、あるいは受入れる廃棄物でなにか嵩張っているかというのは、現状をしっかりと解析して頂いて次につなげて頂ければと思います。他に御意見、御質問。

○青沼委員 最近、プラスチックごみ、これを中国が受入を禁止したという話題になっていると思うんですけども、環境省が自治体に焼却処分をするように指示を出したということで、こういったごみは現在のクリーンプラザみやぎ、もしくは将来的な新しい施設に対する影響というのはどの程度あるものなんでしょうか。

○事務局 今回、環境省の方から5月20日付で通知が県の方に来まして、今、市町村は一般廃棄物を処理しており、基本は我々の生活ごみを焼却しているというのが通常のパターンでございまして。今回、環境省からの通知というのは、いわゆる産業廃棄物の廃プラについて中間処理業者が、中国の輸入が規制された事に伴って国内での処理がかなり苦しくなっているもので、市町村が持つ焼却施設で可能であれば焼却を検討して欲しいという要請となっております。現在、今回の中国の状況について聞き取りしたところ、県内の処理業者さんの方は何らかの影響はあるものの、全国的な動向のようなお困り感という話までは聞いていないという状況でございまして。そういったことでまず、基本的には廃プラについては、中間処理業者さんが一定の処理をする、そして最終的にその最終処分しなければならないものについては最終処分場に行くということになります。現在の県内の状況から、苦しくなっている廃プラが一気に最終処分場に埋め立てるという状況にはならないのではないかと考えてございまして。

○青沼委員 わかりました。ありがとうございます。

○座長 他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。まだあるかもしれませんが、先に議題を進めさせて頂いて、最後に時間を取りまして皆様の御意見を頂戴したいなと思います。

それでは次に議事2「公共関与処分場の事業スキーム、候補地選定の進め方」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3を用いて説明いたします。まず、事業スキームの全国の状況ですが、全国の公共関与処分場の事業主体は、概ね5つの形態がございまして。まず、財団法人。これは、一定の目的のため提供された財産を管理運営するために組織された法人が主体となるもので、一般財団法人と、行政庁の公益認定を受けた公益財団法人とがあります。多くの自治体でこの形態をとっています。2番は直営です。これは都道府県が主体となり、自ら資金調達し、施設整備、管理運営を行うものですが、設計、建設及び維持管理は業務ごとに民間事業者へ委託を行うことがあります。③PFI選定事業者です。これは民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計、建設、運営の業務を行う公共工事の手法で、入札方式等によって選定された事業者が主体となるものです。その他、株式会社による沖縄県の事例や、大阪湾圏域の二府四県が参加した広域環境整備センターの事例もありますが、特殊であり、①財団法人、②直営、③PFIによる事業運営が今後の選択肢になるものと考えます。次に、

(2) 事業方式の分類についてですが、事業主体ごとに主な事業方式は以下のように分類されます。その概要、メリット、デメリットを別表にまとめていますので、次ページの表を御

覧ください。まず、財団法人が事業主体となる場合ですが、この場合、県は設立の出資等の支援は行いますが事業への関与度は小さくなります。まず、①従来方式。これは財団法人が施設整備資金を調達し、財団法人の管理運営のもとで施設の設計、建設、維持管理を個別に発注する方式です。メリットとして財団法人直接の事業管理であるために、自らが細部にいたるまでの主導権をもつことができるほか、利益優先としない比較的安価な料金設定が可能であることです。デメリットは、コスト削減の余地や、民間のノウハウを発揮する余地が少ないことです。既存事例として宮城県環境事業公社があります。

次に、②包括的民間委託方式です。これは、施設の運営、維持管理業務を複数年度の性能発注により委託する方式です。メリットは、施設の運営、維持管理業務について、民間に中長期的に委託することでコスト削減が可能なことです。デメリットは、次に紹介する③、④の方式に比べ、施設の設計建設後に管理運営を委託するため、施設の運営、維持管理に至るまでのプロジェクト全体のライフサイクルコストの削減が期待しにくいことです。

次に、③設計・施工・維持管理一括方式です。財団法人の資金調達のもと、施設の設計、建設、運営、維持管理を一括で発注し、設計、建設を行う建設会社等と維持管理を実施する運営会社等とが施設の運営、維持管理を一体的に実施する手法です。メリットは、民間が施設整備から運営、維持管理まで一括で実施することでコスト削減のノウハウを発揮できることです。デメリットは、長期契約による財政サービスの硬直化が懸念され、柔軟な契約内容の変更が行いにくいことです。

次に、④B T O方式です。これは、民間資金を活用した長期包括発注方式で、施設の設計建設運営維持管理を一括発注するもので、業務を担当する企業コンソーシアムに属するS P C、特定目的会社とも呼ばれますが、S P Cが施設の整備運営を一体的に実施する手法です。B T O、これはBuild Transfer Operate略ですが、この方式では、民間事業者が施設整備完了時点で財団法人に所有権を移転するものです。メリットはS P Cが全責任を一元化して負うため、財団法人とS P C間での適切なリスク分担が可能なこと。金融機関のモニタリング介入権など、事業の安定性が高いことです。デメリットは民間資金調達のため金利コストが増大することです。

次のページは、県が事業主体になる場合のものです。先ほど御説明した財団法人が主体となる場合と方式パターンはほぼ同じですが、施設の運営、維持管理について②指定管理者制度を活用する方式があります。これは直営方式とほぼ同じですが、指定管理者制度により、施設の管理運営権限を、指定を受けたものに委任する方法です。管理運営期間は議会の議決を経て決定することになりますが、宮城県では原則5年以内としております。メリットは管理運営について民間ノウハウの発揮が期待できること、デメリットは、長期間の管理委託が困難になることです。この方式は秋田県で採用されています。

その他、県が事業主体となるので、公共設備の整備の手法の名称について、財団法人の③設計・施行・維持管理一括方式を県の場合はD B O方式、また、財団法人の④B T O方式の場合をP F I方式（B T O）と記載しておりますが内容は同様となります。なお、栃木県ではこのP F I方式（B T O）をとっております。

資料3の1ページ目に戻ります。次に3のスキームの選択です。事業主体、事業方式について、他自治体の事例や一般的なメリット、デメリットを紹介しましたが、どの方式を採用するかは、場所を選定した段階で、地理的、地形的要因を勘案して、設計、建設費用等を把握した上で決定したいと考えております。

最後に、候補地選定の進め方です。候補地選定は県内全域を対象とし、立地に関する制約条件、つまり法的規制、地形的制約条件を考慮の上、必要とする施設規模等、埋め立て容量、敷地面積、アクセス条件、地形的要件などから候補地の抽出を行っていく必要があります。このため、本懇話会の意見を踏まえ、基本方針をとりまとめた後に、改めて有識者等の意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

- 座長 はい、ありがとうございます。それでは、御意見、御質問等お願いします。
- 長岡委員 今まで既に、宮城県さんとしては財団方式で、クリーンプラザみやぎありきでやってらっしゃったはずなんですけれども、これからはその財団を外して、先ほど説明があったように、県発注方式でもいく可能性はあるということでしょうか。
- 事務局 はい、今の段階で選定を絞っている訳じゃないので、色んな視点から、デメリット・メリットを勘案して、あとはコスト面ですね。そこを考慮したのちに決定したいと考えています。
- 長岡委員 わかりました。あともう1点なんですけど、候補地選定の進め方ということですけども、もちろんここで規模とかですね、そういった事が出てくると思うんですけど、大体いつごろまで候補地選定っていうのを目安にして進めるっていう予定でしょうか。
- 事務局 今の予定では基本方針を8月頃に立てて、それを踏まえた上で次の候補地選定にかかる業務を始めて、今年度内のうちには数箇所まで絞り込みたいとは考えておりますが、色んな各自治体の意向とかそういうものもございますから、そこはまだ流動的でございます。
- 長岡委員 山形県でも四半世紀前くらいですけども、公共関与をだいぶ進めようとして、候補地はやっぱり最大のネックといいますか、あれだったんですけども、必要なのはわかるけど、うちの町で作ってもらっては困るというのが圧倒的に多くて、それでうちの山形県では、必ず市町村から候補地1箇所は出せという風な形で、それを出していただいた上で選定するというをやったこともあったんです。今年中に3箇所、4箇所に絞るといのは、相当大変な話かなという感じはするんですけども、物理的にはもう適格な場所といのはほぼ目安はつけているということになる訳ですか。
- 事務局 今、作業中でして、机上的にはそういう重ね合せで、法規制とか地形的な制約がかからない所が浮かび上がりますので、その上で抽出条件を決めて、ここ、ここと機械的に当てはめていって、それはあくまでも机上の調査になりますので、その上で現地がどういうのだから、水源がどうかそういったものを具体的に調べていくような作業の流れにはなってくると思います。
- 長岡委員 はい、ありがとうございました。
- 座長 他に御意見、御質問ございませんでしょうか。
- 山田委員 事業スキームの所ですが、私はあまりこういった事はよくわからないのですが、1つ言いたいのは、あまり管理する人がコロコロ変わるようなことは嫌だなと思います。埋立

地は、稼働中でほしい20年、廃止までを考えるとおそらく30年から40年くらいの事業になると思います。その間に、最初にこういう思想に作ったということを時間が経つと忘れてしまっている処分場が沢山あります。それは避けたいことなんです。なるべくそういった最初の思想を維持できるような運営の仕方をしてほしい、それができるのがこの中のどの事業スキームなのか、私、良くわかってないんですけども、というのが希望です。

それからもう1つ。候補地選定について、私も和歌山県でやった事がありますが、あまり科学的に大上段に決めると猛反発があります。そこがなんといいですか、やっぱり人間と人間との関係の難しい所だと思います。いわゆる理論的な適地と住む人にとっての適地は多分違うと思いますので、そこを考慮されて進められた方がいいと思います。

○座長 はい、どうもありがとうございます。他に御意見、御質問ございませんでしょうか。では、私からお伺いしておきます。

最初に、前回の質問に対する回答の2番目で「公共施設等総合管理計画における公共関与処分場の位置づけ」を御説明頂いて、その中で現在のように財団法人による運営であれば本計画の対象外にあるというような御説明をいただきました。今回、スキームを幅広に出して頂いて、全体をまとめながら適切な方針を決めていくということで、資料としてはこういう形でよろしいんですが、先ほどのところと公共施設等総合管理計画とセットで考えて行かなければいけない所だと思うんですね。次回以降の説明においては、そういう所も少し念頭において、基本方針、最後は少し具体的にしていきますけども、これでなければいけないというようなところではないと思うんですね。基本方針ですので、具体的に場所が決まった場合に、それに適切なスキームとか変わってくるかもしれませんが、基本的な方針としてはですね、このような考え方だということを次回以降に説明を具体的にさせて頂ければと思います。

山田副座長のおっしゃったことはとても大切で、その為には徹底した情報公開、そして合意形成ということにも努めて頂く、これはこういうスキームの必須条件ですので、今の懇話会を始めとして今後は是非、よろしくお願ひしたいと思います。

何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。直接的にこの部分に係わらなくても結構でございますが、懇話会ということでもございますので、全般を通じて新たな処分場を公共関与で整備する場合の望ましい施設規模・機能、整備形態という2点で本日は考えていくわけで、説明を頂いておりますが、各委員から本日の説明内容、あるいはそれ以外も質問頂いて結構かと思いますが、御意見を、現時点での御意見を頂戴したいと思います。特に具体的な御意見でなくても結構だと思いますので、順番に青沼委員から、お願ひしたいと思います。

○青沼委員 御説明ありがとうございました。施設形態ですとか附帯施設ですとか、事業スキームとか、各自治体の事例等も調査して頂いて御説明していただきありがとうございました。

今回の資料の中にもありますけれども、実際には個別の状況に応じていろいろ考えなければいけないと思いますので、今回提示していただいた今後の検討を深めるというような方向でよろしいのではないかと考えております。

○神谷委員代理 前回の会議でも市長会の会長から公共関与による最終処分場の必要性ということでは是非にとお願ひをさせていただいたところがございます。今、宮城県、富県宮城とい

うことで、様々な取組をされているというところでございまして、その実現に向けて、やはり地域産業など経済活動の発展を支えるためにも、長期的に安定した公共関与の最終処分場の必要なこと、基本的には再度発言する機会があったら申し述べてくれということでございましたので、よろしく願い申し上げます。

○鈴木委員 公共関与処分場の方向性というものが決まったということで、我々業界としては大変歓迎しておるんですが、ここから先については我々もあまり関与できるような状況にもないものですから、ただやっぱり過去の事例で見ますと、今後の大きな壁は候補地を決めていく中での地元との合意形成、1つが駄目になれば、じゃあ次はこっちだというわけにはいかないので、やはりその辺のところ、かなり日程を要するのかなと見ておりますので、精一杯慎重に進めて頂いて実現してほしいというのが我々の意見でございます。

○山田委員 私はだいぶ発言しましたので結構です。

○武山委員代理 協会としましては、この懇話会で決まった事に賛成しますけれども、今日はいろいろな質問が出ましたけど、副座長がおっしゃった管理者がコロコロ変わるようなのはちょっと避けていただきたいなこととして、基本的にはこのまま進んでいって頂ければ私たちは大変有難いと思っています。以上です。

○長岡委員 私もだいぶ言わせていただいたんですが、最後に極めて個人的な思いです。まず、適地選定ですけども、容量的に必要埋立容量が170万m<sup>3</sup>からとなっていて、だとすると170万に欠ける場所は選ばれなくなってしまうと、それはちょっとないかなという感じがしましてですね。170万に欠ける場所であっても、他にいいところがなければそこに決めていくということも考えていいのかなと。これが適地選定ですね。

2つ目は災害対策なんですけども、万が一ということを想定していくのであれば現在のクリーンプラザみやぎさんでは、産業廃棄物20種類あるうちの絞り込んだ形を取っているわけですけども、許可だけは全項目取るということも、あってもいいのかなと。万が一、鳥インフルエンザとか、豚コレラ等が発生して、どうしても受け皿が無くなった時に最後の手段としてやる気になればやれるという体制というものがあってもいいのかなと思います。

事業主体としては、各委員の方々からも出ましたけど、複雑な構造を取ると、なかなか、やはり副座長さんがおっしゃったとおりの初期の趣旨が活かされなくなってくる可能性が高いので、極力簡単な体制を取っていった方がいいのかと思います。以上です。

○村上委員 仙南地方には最終処分場がありますが、これまでの会議の内容を踏まえまして、本日の事務局からの説明がありましたが、これから1～2回の開催で最終処分場が決まるということは無いわけですが、事務局で公共関与処分場の役割や事業主体の状況などに関する内容を整理していただいて良かったと思います。

ただ、最終処分場はどこでもいいということではないと思います。特に宮城県は縦長に長い地理的条件がありますし、現在の処分場は県中心部に位置していますので、新たな候補地として県境近くに良い場所があるといっても、そういった形にはいかないわけですから、そういった面では総合的な判断が必要だと思います。

現在、仙南地方の産業廃棄物事業には約60億円投資しておりますが、処分量は9割に迫り満杯の状況です。それをこの5年間で放射線量を測りながら、熔融炉を利用して路盤

材の再利用を進めていきます。

ですから、県が新たな処分場を設置する場合にはそうした先進的事例の活用も踏まえて検討をして頂ければと思います。そうすることによって循環型社会に合致すると思えます。

○座長 はい、どうもありがとうございました。皆様方から大変いい御意見を頂戴したと思いますので、それを踏まえて、今も現状からどんどん検討を進めていかなければいけない大変なステップに行くわけですけども、是非、今までのように丁寧に進めて頂ければと思います。

あと私、一言だけ。ちょうど今、村上委員がおっしゃった事に関連している事ですが、要は公共関与でありますので、宮城県がどのように考えるのかということが本当に重要で、循環型社会に向けて、どういう風なステップを踏んでいくのかということとセットで、具体的なこの施設をどうしていくかということとつなぎ合わせて議論を進めていくのが大事なかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは他に何かございますでしょうか。

多少時間は早いのですが、これで本日の議事は以上をもって終了させていただきたいと思えます。以降の進行は事務局をお願いいたします。

#### 4 その他、事務局から報告

○事務局 はい。次回懇話会の御連絡ですけれども、今、メールなどで日程調整を始めさせては頂いてはおりますが、7月下旬から8月の上旬で調整しておりますので、そして6月に入りましたら開催日を決定させていただきたいと思えますのでどうぞよろしく願いいたします。

○村上委員 本日、午後の会議で、後任の会長が選ばれます。2期4年間、皆様にいろいろとお世話になりました。後任の会長も、大変忙しい方ですので、代理出席するなど、町村会としてしっかりとした考え方を発表できるようにさせていただきたいと思えます。お世話になりました。ありがとうございます。

#### 5 閉会

○事務局 それでは委員の皆様、長時間お忙しい中、誠に貴重な時間、大変ありがとうございました。貴重な意見をいただき、本当にありがとうございました。

以上で「第3回 今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を終了いたします。本日はありがとうございました。